

あなたの起業で地域課題を解決して  
静岡県を盛り上げよう!

# 地域創生起業支援金

補助上限額

200万円

補助率

1/2以内

募集期間

令和6年5月1日～6月10日（17:00 必着）

## 補助対象者

静岡県内に居住して実施する事業で、

- ①令和6年4月1日以降、令和6年12月31日までに起業及び事業承継、第二創業により個人事業又は法人の代表者となる方
- ②新たに起業する方においては地域課題の解決を目的とした社会的事業であること。事業承継又は第二創業をする方においては、地域課題の解決を目的とした社会的事業であり、Society5.0 関連業種であること。（医療法第1条の5に規定される「病院」又は「診療所」に該当する事業を除く。）

## 補助対象経費

直接人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費

お問い合わせ先

**SIF** 公益財団法人  
静岡県産業振興財団

新産業集積グループ 企画創業支援チーム  
〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4F  
TEL：054-254-4511 FAX：054-251-3024  
E-mail：sougyou@ric-shizuoka.or.jp



## ●交付決定までのスケジュール



▼本事業の詳細は「交付要綱」「公募要領」等を御覧ください。

▼「交付要綱」「公募要領」「申請書類」等は下記 URL (財団 HP) よりダウンロードできます。

URL:<http://www.ric-shizuoka.or.jp/shienkin>

### 地域課題とは

開業予定地域において、次に掲げる分野のいずれかに該当する課題のこと

- ①保健・医療・福祉の増進 ②子育て支援 ③防災・減災対策 ④まちづくり・地域活性化

### 社会的事業とは

次に掲げる全ての事項に該当する事業のこと

- ①我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること
- ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること
- ③地域課題に対し、該当地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと
- ④市町、商工会議所、商工会、金融機関等、地域の機関・団体等と連携して実施することが見込まれる事業であること
- ⑤地域外からの所得移転効果、地域での雇用創出効果等、地域経済への波及効果が見込まれる事業であること
- ⑥起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること

▽募集に際しまして「地域創生起業支援金 公募説明会&事業計画策定セミナー」を開催します。

## 公募説明会 & 事業計画策定セミナー

開催日時	令和6年5月9日 13:15~16:00
実施方法	会場説明+アーカイブ配信
会場	静岡県産業経済会館 3F 大会議室 (静岡市葵区追手町 44-1)
内容	・公募説明会 ・事業計画策定セミナー ・静岡県信用保証協会の創業支援施策の紹介
申込方法	財団ホームページの申込フォームよりお申し込みください。 URL: <a href="http://www.ric-shizuoka.or.jp/shienkin">http://www.ric-shizuoka.or.jp/shienkin</a>

お問い合わせ先

**SIF** 公益財団法人  
静岡県産業振興財団

新産業集積グループ 企画創業支援チーム  
〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4F  
TEL : 054-254-4511 FAX : 054-251-3024  
E-mail : sougyou@ric-shizuoka.or.jp

